

【一般化学物質／優先評価化学物質】

よくある御質問（Q & A）（2015/02/13 追加）

- Q 1：輸入事業者のため情報を持っていません。
A 1：可能であれば、一度輸入元に有害性情報について提供可能かをお問い合わせいただければ幸いです。「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律のスクリーニング評価・リスク評価に係る有害性情報の提供依頼について（協力依頼）」の英訳が必要な場合、5. 相談窓口まで御連絡ください。
- Q 2：工業会等で情報を取りまとめています。
A 2：工業会等の活動で収集された情報をお持ちの場合、工業会名、御連絡先、御担当者名等をお知らせいただければ幸いです（別添 2 回答書の連絡事項欄）。後日、別途、経済産業省より問合せさせていただきます。
- Q 3：REACH登録の際に得た有料情報も提供が必要ですか。
A 3：情報共有者との協議などが必要と思います。もし共有者間で御相談可能な場合、他の企業と共同で取得した試験結果のリストを御提供ください。（必要に応じ、経済産業省から御相談させていただきます。）
- Q 4：試験結果を所持していない場合、試験する必要があるですか。
A 4：提供依頼のために、試験を実施する必要はありません。この提供依頼は試験の実施を求めるものではありません。
- Q 5：有害性情報の提供依頼の書類を受け取りましたが、提供は任意ですか。
A 5：任意の協力依頼です。情報提供依頼のあった物質について、有害性情報をお持ちの場合、提供の御検討をお願いいたします。ただし、化審法第 4 1 条第 1 項に基づき報告対象となっている知見の場合には、提供が義務付けられていますので、本調査期間に限らず報告が必要です。
- Q 6：情報を提供しないとどうなりますか。
A 6：一般化学物質においては、有害性情報が得られなかった物質については、今後のスクリーニング評価において、デフォルトの有害性クラスを適用するなどの対応を具体的に検討することとなっております。
優先評価化学物質においては、国で現在保有している情報やさらに収集した情報などをもとに、リスク評価を実施いたします。また、化審法に基づき、有害性情報の求めを行う場合があります。
- Q 7：購買元の所在地の関係で、有害性情報が日本語や英語ではない言語（中国語、ロシア語など）になるかもしれないのですが、それでもよいのでしょうか。
A 7：有害性情報が英語以外の他言語の場合でも、提出に御協力をお願いいたします。翻訳等の必要はありませんので、そのまま御提供ください。
- Q 8：×切が 3 月 2 日（月）と短いですが、それより後に提供することはできないですか。
A 8：×切までに作業が間に合わない場合は「別添 2」において「期限に間に合いませんが○月○日頃に提供します」にチェックをして提出していただけると幸いです。
- Q 9：公知の情報（例：ECHAのホームページで公開されているREACH登録情報）については、提供不要という理解でよいですか。
A 9：ウェブサイトで閲覧可能であるもの等の公知の情報の提供は不要です。